

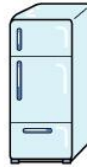
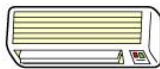
## 「家電リサイクル法」って なに？

平成13年4月に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行されました。これは、小売業者、製造業者等による使用済み家電製品の収集、再商品化等に関し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、製造業者等（家電メーカー）にリサイクルを義務づけることにより、廃棄物の減量と資源の有効な利用が図られています。

テレビの放送は、平成23年7月25日から地上デジタル放送に完全移行されました。特に、テレビを買い替える場合などは、下記の処理ルートを参考に適正な処理をお願いいたします。

### ○ 対象となる家電製品

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機  
（市では取り扱っておりません。）



### ○ 消費者の役割

使い終わった対象家電製品を小売業者（家電小売店）などに引渡し、再商品化等と収集・運搬に関する料金を支払います。

消費者が支払う料金 = 再商品化等料金（リサイクル料金）+ 収集・運搬料金

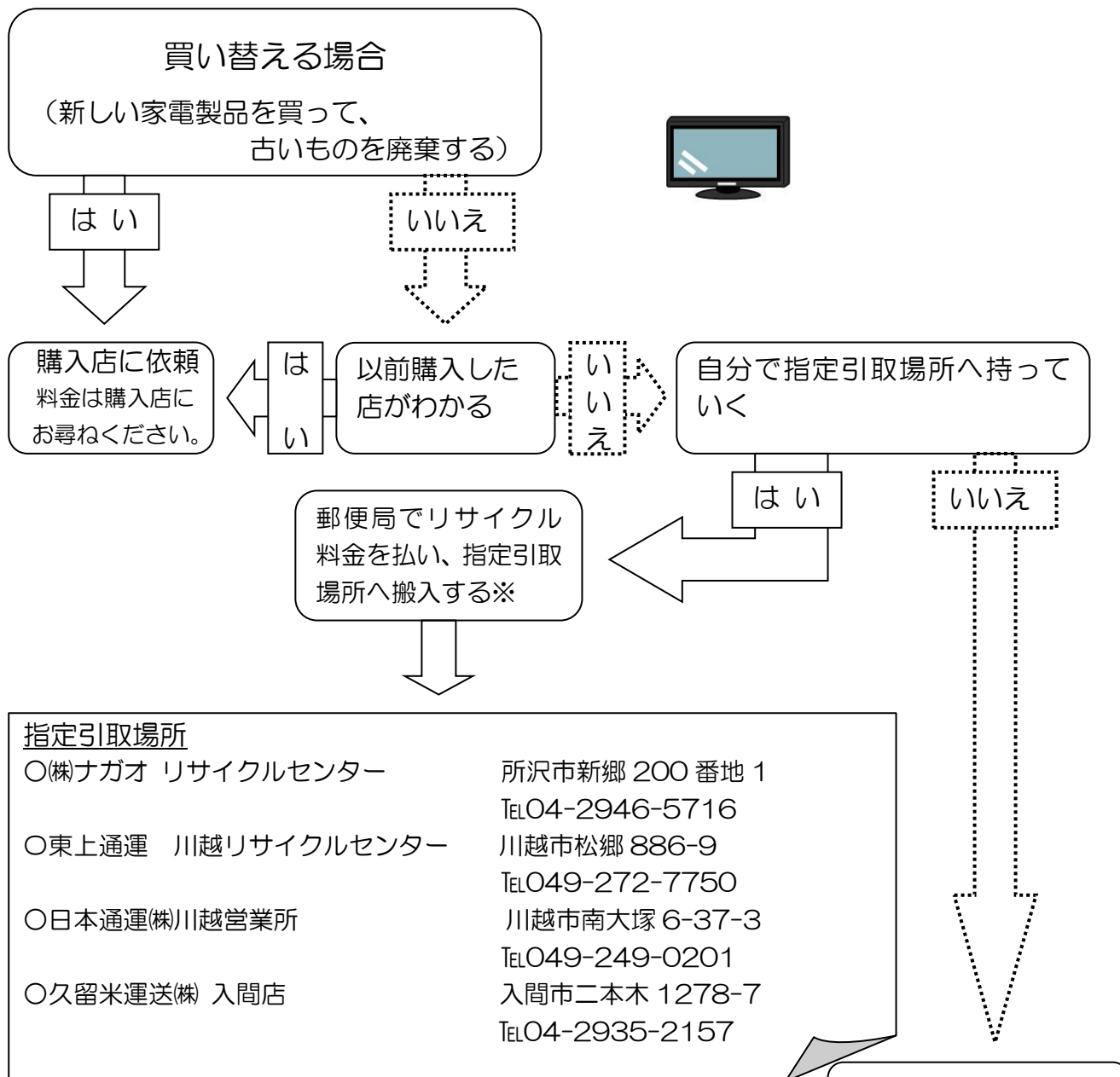
※ご自身で直接指定引取場所に搬入する場合は、収集・運搬料金はかかりません。

### ○ リサイクル料金

家電リサイクル券センター（電話：0120-319-640）に直接お問い合わせいただくか、下記リンク先をご確認ください。

[家電リサイクル券センター（外部サイト）](#)

## ○ 対象家電製品の処理ルート



### ※郵便局でのリサイクル料金支払方法

(1) リサイクル料金の確認等に必要となりますので、事前に次の情報を確認してください。

- ・製造メーカー
- ・テレビの場合は画面のサイズ(メーカーによってはサイズで料金が異なります)
- ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫の場合は、内容積(リットル数)(メーカーによっては内容積で料金が異なります)

(2) 郵便局窓口で家電リサイクル券を入手し、所定事項を記入してください。

(3) 上記(1)の情報を基に、備付の料金表でリサイクル料金を確認し、家電リサイクル券に付いている振替払込書を用いて ATM または窓口で、リサイクル料金を振り込んでください。

(振込手数料が必要です。また、必ず、振替払込受付証明書に郵便局の日付印をもらってください。)

## 対応事業者

| 業者名         | 住所              | 電話番号         |
|-------------|-----------------|--------------|
| (有)向上舎      | 狭山市広瀬台 4-12     | 04-2941-4926 |
| (株)クリーンネス藤原 | 日高市大字田波目 581-3  | 042-978-9151 |
| 加藤商事(株)     | 川越市上寺山 4-1      | 049-222-5957 |
| (有)正和清掃社    | 坂戸市八幡 1-3-42    | 049-281-1678 |
| 西武衛生(有)     | 入間市小谷田 2-1-3    | 04-2964-2248 |
| (有)興伸       | 川越市安比奈新田 263-3  | 049-232-0694 |
| 毛呂山清掃(株)    | 入間郡毛呂山町大類 522-1 | 049-294-0459 |
| (有)安川商事     | 入間郡毛呂山町前久保 378  | 049-294-4411 |
| (有)飯能清掃センター | 飯能市南町 13-1      | 042-973-3738 |

- ・リサイクル料金の他に収集・運搬料金がかかります。費用については、上記事業者に直接ご確認ください。
- ・家電リサイクル料金の納入手続きも依頼できます。

廃家電製品が適正に小売店から製造業者に引き渡されたか家電リサイクル券で確認することができます。  
 詳細については、一般財団法人家電製品協会（家電リサイクル券センター）まで  
 フリーダイヤル 0120-319-640 <http://www.rkc.aeha.or.jp>

問い合わせ … 日高市市民生活部環境課廃棄物対策担当（☎042-989-2111）